

『交通事故を起こした場合の対処方法』

今回は刑事責任についてお話します。自動車を運転中、道路前方を横断中の歩行者を轢いて死傷させたケースを例に説明します。

1. 交通事故を起こして、人を負傷させたときは、直ちに自動車を停止させて救護しなければなりません。これをしないといわゆるひき逃げになります。自動車事故で人を死亡させたり、また飲酒運転で人を死亡させた場合でも、示談すれば執行猶予になるケースは多いのですが、それにひき逃げが加わると、刑務所にはいることになります。
2. 交通事故後、警察官立ち会いによる実況検分が行われます。これはどのように事故が起こったかを現場で説明するもので、ここでどう説明するかで、無罪から刑務所行きまで決まります。問題となるのは過失の有無です。自動車を運転中、急に歩行者が目の前に飛び出してきたブレーキを踏んだが間に合わなかった、避けるのが不可能であった、そういうケースでは過失がないことになります。これに対し、前方をよく見ていなかったとか、他のことに気を取られてブレーキを踏むのが遅れたという場合は、注意していればその事故を避けることができた点で過失があることになります。つまり避けることができたかどうか、一つの基準となるわけです。これを判断する上で重要なのが、自動車の制動距離です。一般的に制動距離というのは、歩行者を発見してからブレーキをかけ停止するまでの距離です。この距離は条件によって異なりますが、大雑把に言えば、時速40kmで16m、50kmで25m、60kmで36mと覚えておけばよいでしょう。そして、時速50kmで走行中の運転手が歩行者の横断開始を発見した地点が25m以内、例えば10mであれば、ブレーキをかけても間に合わないわけですから、運転手に過失はないことになります。警察官はこの発見地点を重視して実況検分を行い、過失がある方向で誘導しますので、それに惑わされず、真実を説明することが必要です。
3. 交通事故は業務上過失致死傷罪として、警察で立件されます。警察から呼出があった場合には警察に出頭して事情を説明する必要が有りますが、都合の悪い日の場合には、変更を申し出ることができます。警察で説明したことは供述調書という書面として作成されます。作成の際、警察官は内容を読み聞かせて署名を求めます。読まれた内容がそのとおり書かれていれば署名することになりますが、事実と違うことが書かれていれば、訂正を求めることができ、訂正しなければ署名を拒否することができます。
4. 警察の取調が終わった後、事件は検察庁に送致されます。そして検察庁から呼出がありますが、この場合も日程の変更を求めることができます。検察庁でも警察と同じような事情聴取があり、その後検察庁において不起訴か起訴、起訴の場合は罰金か懲役、禁固の求刑かが決まります。罰金求刑の場合、多くは略式手続により簡易裁判所の裁判に、懲役禁固求刑の場合は地方裁判所の裁判となります。